

就 労 外 （ 時 間 外 ） 保 育 申 請 書

こども園たちばな 園長 様

年 月 日

下記の理由により、保育申請いたします。許可されたさいには園との下記約束事項を守ります。

就労以外（時間外）の申請が必要な保護者 氏名

印

氏名

印

就労外（時間外）保育の利用回数が多いご家庭には園長との面接、育児相談等お願いする場合がありますので、予めご了承願います。

園児名		組		生年月日	年 月 日	男・女
希望日	月 日 ()			希望時間	時 分～ 時 分まで	
希望理由 【 】内に該当理由があれば ○をつけて具体的な理由を 記入してください。 ※申請理由等につきまして は一切公開いたしません。		【 冠婚葬祭・私用・リフレッシュ・その他 】 理由：				
☆申請が必要な保護者以外の家族状況 (子どもが保育できない理由)			理由：			
当日の連絡先（※緊急時に①の方から連絡致しますので必ず記入してください）						
氏名		続柄	連絡先		電話番号	
①						
②						
③						

【約束事項】

- 1 上記の理由により子どもを家庭で保育できないため就労外保育申請します。
- 2 申込希望時間に遅れないで迎えに行きます。遅れる場合には必ず連絡します。
- 3 子どもの体調不良、伝染性疾患の時は家庭で保育します。
- 4 園が急な行事等で保育を受けることができないときは、家庭で保育します。
- 5 申請書は、その都度 1 週間前までに提出します。(理由がリフレッシュ等は応相談)
- 6 園長に面接、育児相談を依頼された場合はそれに応じます。
- 7 連絡先、携帯番号に変更があった時は、速やかに担任、園に伝えます。
- 8 申込理由がなくなったとき、上記の約束事項を守れないときには申請を取り下げます。
- 9 リフレッシュ等で土曜保育を利用する場合、通常保育時間外は利用しません。
※土曜保育の通常時間は、午前 8 時から午後 4 時です。
- 10 育児休暇中の兄弟等在園児が、育児休暇中標準時間外の午前 8 時前、16 時以降の保育を利用する場合は当申請を提出します。
- 11 就労外（時間外）で保育を申請する場合は、当申請書を提出いたします。(延長保育は別申請です)
※申請書の提出がない（申請時間以上の利用の）場合は、1 分 100 円の徴収金が掛かります。

就 労 外 （ 時 間 外 ） 保 育 申 請 書

（ 保 護 者 様 控 え ）

年 月 日 申請済

就労外（時間外）保育の利用回数が多いご家庭には園長との面接、育児相談等お願いする場合がありますので、予めご了承願います。

園児名		組		生年月日	年 月 日	男・女
希望日	月 日 ()			希望時間	時 分～	時 分まで
希望理由 【 】内に該当理由があれば ○をつけて具体的な理由を 記入してください。 ※申請理由等につきましては一切公開いたしません。		【 冠婚葬祭・私用・リフレッシュ・その他 】 理由：				
☆申請が必要な保護者以外の家族状況 (子どもが保育できない理由)				理由：		
当日の連絡先 (※緊急時に①の方から連絡致しますので必ず記入してください)						
	氏名	続柄	連絡先	電話番号		
①						
②						
③						

【約束事項】

- 1 上記の理由により子どもを家庭で保育できないため就労外保育申請します。
- 2 申込希望時間に遅れないで迎えに行きます。遅れる場合には必ず連絡します。
- 3 子どもの体調不良、伝染性疾患の時は家庭で保育します。
- 4 園が急な行事等で保育を受けることができないときは、家庭で保育します。
- 5 申請書は、その都度 1 週間前までに提出します。(理由がリフレッシュ等は応相談)
- 6 園長に面接、育児相談を依頼された場合はそれに応じます。
- 7 連絡先、携帯番号に変更があった時は、速やかに担任、園に伝えます。
- 8 申込理由がなくなったとき、上記の約束事項を守れないときには申請を取り下げます。
- 9 リフレッシュ等で土曜保育を利用する場合、通常保育時間外は利用しません。
 ※土曜保育の通常時間は、午前 8 時から午後 4 時です。
- 10 育児休暇中の兄弟等在園児が、育児休暇中標準時間外の午前 8 時前、16 時以降の保育を利用する場合は当申請を提出します。
- 11 就労外（時間外）で保育を申請する場合は、当申請書を提出いたします。(延長保育は別申請です)
 ※申請書の提出がない（申請時間以上の利用の）場合は、1 分 100 円の徴収金が掛かります。